

横浜市行政不服審査会答申  
(第133号)

令和5年11月14日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、令和4年3月1日から同年8月31日までの保護費につき、世帯主が暴力団に所属していることが判明したためとして、横浜市旭福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき令和4年11月8日付けで行った生活保護費用等徴収金決定処分（旭生支第▲▲号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、暴力団に所属していない。
- (2) 令和4年8月18日、審査請求人は、神奈川県警察暴力団対策課にて「暴力団と一切関係がなく、今後も、接することはありません」との誓約書を提出した。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、令和4年4月28日、神奈川県警察に対して審査請求人についての暴力団員該当性を照会し、同年5月10日、同年3月から該当がある旨の回答を得た。
- (2) 処分庁は、令和4年7月1日、法第27条に基づく口頭指導として、暴力団と関わりがなく今後も関らない旨の誓約書及び就労支援を受ける旨の自立更生書の提出を求め、絶縁状に代わるものとして暴力団該当を外すための行動を継続することを指導したが、審査請求人は指導に応じなかった。
- (3) 処分庁は、令和4年7月21日、審査請求人に対して法第27条に基づき、書面にて「同月29日までに暴力団から離脱をし、担当へ報告すること」を指示指導し、同月29日、審査請求人との面接を実施したが、指導指示事項の履行はなく、離脱の手続をする意思もないとの申し出があった。
- (4) 処分庁は、令和4年8月1日、「生活保護法第62条第4項に基づく弁明

の機会の付与について」を審査請求人に通知し、同月 12 日、弁明の機会を設けたが、審査請求人は、離脱の手続をする意思がない旨の弁明をした。

(5) 処分庁は、令和 4 年 11 月 8 日、審査請求人が暴力団員に該当しながら保護を受給していたこと、離脱を指導されながらも離脱の意思表示をせずに保護費を受給し続けたことは、不正な手段により保護を受けたことに該当すると判断し、本件処分を行った。

(6) 処分庁は、法令及び関係通知等に従って本件処分を行っており、その他の点にも誤りがないから、本件審査請求の棄却を求める。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令の規定等

ア 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、同条第 3 項は、「前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定する。

イ 暴力団員に対する生活保護の適用について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330002 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「暴力団に対する生活保護適用通知」という。）には、以下のような規定が存する。

(ア) 冒頭において、「反社会的行為により市民生活の安全と平穩を脅かす暴力団員に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を揺るがすばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。」とする。

(イ) 「1 基本方針」は、

「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）は、集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

(1) 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない

(2) 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは申請者が暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況…にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討する。」

とする。

(ウ) 「2 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応 (3) 保護の要件の判断と指導指示の徹底」は、

「申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性について厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

①（省略）

② 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、

ア 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門

状等)

イ 誓約書(2度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等)

ウ 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であつて、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断すること。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に対して…再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。(以下省略)

- ③ …保護適用中に、被保護者が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合には、…暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、…離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止すること。」

とする。

ウ 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

## (2) 認められる事実

ア 処分庁は、審査請求人について、平成27年5月7日付けで、同年4月15日を保護開始日とする保護開始決定を行い、同日以降、生活保護費の支給が行われた。

同年5月25日、処分庁は審査請求人に対して「保護のしおり」と「不正受給にならないためのハンドブック」を渡し、生活保護制度の概要を説明した上で、審査請求人から同日付けの「生活保護法に基づく権利義務の確認について」を受領した。

イ 処分庁は、令和4年4月28日、神奈川県警察に対して審査請求人についての暴力団員該当性を照会し、同年5月10日、神奈川県警察から、審

- 査請求人について令和4年3月より暴力団員としての登録が確認された旨の回答を受けた。
- ウ 処分庁は、令和4年5月10日、静岡県警察から、審査請求人が、令和4年1月から暴力団に所属していると述べている旨の情報提供を受けた。
- エ 審査請求人は、令和4年6月3日、処分庁から暴力団加入の有無を尋ねられた際に、何かの間違いではないかと回答したが、暴力団組長の葬儀の手伝いのため何度か出向いたことがあり、組合員との付き合いはあるとも回答した。また、審査請求人は、処分庁から暴力団員ではない旨の異動届の記入を指示された際にこれを拒否した。
- オ 審査請求人は、暴力団員と判断された理由について、「葬儀に参列したこと、葬儀に関連して本部に出入りしたことが理由か」、「知人が逮捕されそのガサ入れがはいつたときにたまたま居合わせたためか」と静岡県警察に問い合わせたことを、令和4年6月22日及び同年7月1日、処分庁に報告した。なお、審査請求人は、同日処分庁に対し、暴力団員ではないのに暴力団からの離脱届を出すことに抵抗感があるため、離脱届は出したくないと述べた。
- カ 処分庁は、令和4年7月1日、審査請求人に対し、同月14日を期限として、暴力団と関わりがなく今後も関らない旨の誓約書及び処分庁にて就労支援を受ける旨の自立更生書の提出並びに絶縁状に代わるものとして「暴力団該当を外すための行動」を継続することを指示した。
- キ 審査請求人は、令和4年7月14日、処分庁に対し、同月1日に処分庁が指示した書類の提出意思がないことを報告し、生活保護を「早く廃止してほしい」旨の発言をした。
- ク 処分庁は、令和4年7月21日、法第27条に基づく指導指示について通知を行った。同通知においては、法第4条第1項に基づき暴力団からの離脱等の指示に従うよう求めてきたが履行されていないため、法第27条第1項に基づき「令和4年7月29日（金）までに暴力団から離脱をし、担当へ報告すること」との指導指示がされている。
- ケ 令和4年7月29日、審査請求人は、処分庁に対し、手続をすることは暴力団員であることを認めることとなる等の理由から暴力団の離脱手続の意思はないと回答した。
- コ 処分庁は、令和4年8月12日、生活保護の廃止に関し、法第62条第4

項に基づく弁明の機会を実施し、審査請求人には離脱届を出す意思がないことを確認した。

サ 処分庁は、令和4年8月15日、神奈川県警察より、同日時点で暴力団員該当がある旨回答を得た。

シ 処分庁は、令和4年11月8日、審査請求人が暴力団員に該当しながら保護を受給していたこと、離脱を指導されながらも離脱の意思表示をせずに保護費を受給し続けたことは、不正な手段により保護を受けたことに該当すると判断し、本件処分を行った。

### (3) 判断理由

#### ア 保護の要件該当性について

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、生活保護制度の基本原則の一つとしての保護の補足性、すなわち、保護は、自らの力で最低生活を維持できない場合に代わるべきものであることを定めて、保護の適正を図っている。

この点、暴力団員は、本来は正当に就労する能力があり稼働能力を活用していないと認められること、通常は暴力団活動による収入は隠匿され、又は暴力団に資金が移転するため、福祉事務所の調査によって収入実態を把握することが困難であり、資産、収入要件を満たすものであるか判断ができないが、これは被保護者が暴力団員であることが原因であることから、保護の要件を満たさないと解されている。

そして、暴力団員該当性は、各被保護者ごとに処分庁が調査判断することが困難である一方、暴力団対策を専門的に行っている警察において捜査により正確性を担保された情報が存在する。すなわち、暴力団排除等のための部外への情報提供について（平成31年3月20日警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号）においては、「暴力団情報を提供するに当たっては、…必要な補充捜査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保する」とされており、「情報の内容…について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識」のもとに情報提供が実施されている。また、情報提供に当たっては「必ず、提供の是非について警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行う」とされてい

る。

したがって、処分庁が警察の情報をもとに暴力団員該当性を判断することは合理的であり、暴力団に対する生活保護適用通知が警察の情報をもとに暴力団員該当性を判断するとしているのも同趣旨であると解される。

これを本件について見るに、審査請求人については、神奈川県警察から令和4年3月から暴力団員の該当があると情報提供があった。これに加え、静岡県警察からの聴取事項によれば審査請求人が令和4年1月から暴力団に所属している旨述べたこと、また、審査請求人が処分庁の職員に対し、暴力団組長の葬儀があり手伝いのため何度か出向き葬儀に参列した、葬儀に関連して暴力団本部に出入りした、知人が逮捕された事件について捜索差押手続が取られた際たまたま現場に居合わせた（審査請求人が警察へ暴力団員該当性について問い合わせた際に、暴力団員と認定された理由ではないかと審査請求人が挙げたものであること等その会話状況から、当該知人は、単なる知人ではなく暴力団員と推認される。）などと述べたこと、誓約書等処分庁の指示した書面の提出を拒否して生活保護の廃止を求めたこと等、警察からの暴力団員該当の情報と整合する事実が認められることから、審査請求人は少なくとも令和4年8月15日時点までは、暴力団員であったと認められる。

なお、審査請求人は、令和4年8月18日に、神奈川県警察に対し「暴力団と一切関係がなく、今後も、接することはありません」との誓約書を提出したと主張するが、これを認めるに足る証拠はない。また、仮にかかる主張が事実であったとしても、同年8月15日時点まで審査請求人が暴力団員であったとの結論を左右するものではない。

したがって、審査請求人は、令和4年3月から同年8月まで、生活保護の補足性を欠き、保護の要件を満たさないものと認められる。

#### イ 不正の手段

法第78条第1項は、その要件として「不実の申請その他不正の手段により保護を受け…た者があるとき」と定めている。

「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解される（生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年

3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。) IV-4-(1))。したがって、「不実の申請その他不正の手段」により保護を受けたというためには、被保護者が、自身が暴力団員であることを認識し、または認識すべきであったにもかかわらず、当該事実を申告しなかったという事実が認められなければならない。

前記アのとおり、暴力団員に該当するか否かについては、暴力団や捜査につき専門性を有する警察が情報の正確性を担保しており、審査請求人は暴力団員であると認められる。そして、令和4年5月10日に処分庁が静岡県警察から提供された情報によれば、審査請求人は、静岡県警察に対し令和4年1月頃から暴力団に所属していると述べている。加えて、審査請求人は、処分庁から暴力団員該当性の心当たりについて尋ねられた際に、暴力団の葬儀の手伝いのため何度か出向いたことがあり、組合員との付き合いもあると回答している。また、審査請求人自ら静岡県警察に対し、暴力団の葬儀に参列し葬儀に関連して暴力団の本部に出入りしたことが暴力団員とみなされた理由であるか問い合わせていることから、審査請求人には、通常暴力団員でなければ行わない行為に及んでいるとの認識があったと認められる。

したがって、審査請求人は自身が暴力団員であることを認識していたか、少なくとも認識すべきであったといえる。

それにもかかわらず、審査請求人は、自身が暴力団員であることを申告せず、また、自身が暴力団員でないと虚偽の供述を行っている。

よって、審査請求人は、暴力団員であることを申告せず故意に隠蔽し、また、暴力団員であるにもかかわらずこれに該当しないと積極的に虚偽の事実を述べ、継続して保護費を受給していたのであるから、不正な手段により保護を受けたといえ、法第78条第1項に該当する。

#### (4) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当であ

る。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年2月10日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年3月3日	・ 弁明書等の受理
令和5年3月8日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年4月3日	・ 反論書等の提出再依頼
令和5年4月17日	・ 反論書の受理
令和5年4月21日	・ 反論書の送付
令和5年9月27日	・ 審理手続の終結
令和5年10月3日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年10月10日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年11月14日	・ 調査審議